

2025年7月4日

「輸出者等概要・自己管理チェックリスト (CL)」の改定内容に関するQ&A

CISTEC 自主管理分科会

日本機械輸出組合 安全保障貿易管理委員会

はじめに

企業等の自主管理の合理化を目的として、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下、CL）」の改定版が、2025年4月9日に公布され、5月9日に施行されました。同年7月に提出するCLについては、新様式に記入して提出することになります。

CISTEC 自主管理分科会、日本機械輸出組合 安全保障貿易管理委員会では、改定様式について委員から寄せられた質問・意見について、経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室（以下、安検室）から回答を得ました。質問及び回答内容について本資料で報告しますので、CL記入にあたって参考にさせていただくようお願いいたします。

なお、CL及び関連のQ&A、記入要領等は、経済産業省ホームページ※で、随時更新されていますので、最新の様式や資料をご確認のうえで、CLを作成・提出してください。CL記入にあたって、各企業等で判断に迷われる場合には、安検室にご相談ください。

※経済産業省ホームページ「企業等の自主管理の促進」:

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs.html

CISTEC 自主管理分科会
日本機械輸出組合 安全保障貿易管理委員会

主な質問事項

【Ⅰ 輸出者等基本情報】

1. 設立年及び従業員・・・従業員数は、期末人員でなくても良いか？
3. 株主又は出資者及び出資比率・・・非上場・非公開の場合の出資比率の記載
6. 主な取引形態・・・「主な」とは？
7. 親又は子会社等情報・・・「子会社等（子会社及び関連会社）」の定義、選定基準

【Ⅱ 輸出管理内部規程情報】

0. 全体・・・プルダウンメニューの選択肢、Ⅱと関連したⅣの記入方法等
5. 監査・・・実施部門(実施者)の記載、監査「対象者」と実施期間の「監査対象」の記載、別紙記載可否
6. 社内教育・・・階層別教育の区分、役員教育の範囲、記載しきれない場合の別紙記載
7. 子会社等指導・・・子会社等の定義（Ⅰ 7と関連）、「指導」の範囲、記載しきれない場合の別紙記載
8. 特定類型・・・「手続」欄の記入方法
10. 包括許可実績・・・事業年度/暦年の統一、技術提供実績のカウント方法

【Ⅲ 直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】

0. 全体・・・別紙/別添の理解、プルダウンメニューの選択肢
3. 貨物の間接輸出又は仲介貿易額・・・項目追加の背景、「額」が把握できない場合の対応

【Ⅳ 自己管理チェックリスト】

0. 全体・・・「対象無し」の選択条件、規則・体制構築済みで実績が無い場合の記載方法
- Ⅱ 2. 取引審査（該非判定）・・・「補完的輸出等規制に係る確認」の理解（10月施行以前の手続含む）
- Ⅱ 7. 子会社等指導・・・「子会社及び関連会社」の定義（Ⅰ 7、Ⅱ 7と関連）
- Ⅱ 10. 包括許可・・・規程名、実績の記入方法

【その他】

1. 旧CLの取り扱い・・・旧CLの管理・活用（輸出者等概要（新のみ）と自己管理チェックリスト（新・旧管理））
2. 立入検査の重点化・合理化・・・具体的運用イメージ
3. 関連資料の提供・公開・・・Q&A/様式/外国ユーザーリスト/CP見直しポイント等の提供予定
4. 運用の合理化・適正化・・・メーカー該非判定書の要求、「委託を受けた者」の規程反映、規則・帳票の改定要否

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

(様式3)			提出年月日		年	月	日	
輸出者等概要・自己管理チェックリスト								
経済産業大臣 殿								
輸出管理内部規程の実施状況等について、直近事業年度 (年 月 日 ~ 年 月 日) における状況等は以下の通りであることを証明し、届出を行います。								
提出者名(輸出者名)			法人番号					
氏名又は名称及び代表者の氏名			役職	氏名				
住所	〒							
輸出管理内部規程受理番号								
連絡担当者	所属			役職名				
	氏名			E-Mail				
	電話番号							
※連絡担当者の勤務先が本社登記住所と異なる場合、下記に連絡担当者住所を記載ください。								
	(〒)

【全体】 様式3全体について、各回答欄に書ききれない場合は、自社判断にて別紙を作成・添付してよい（回答欄には別紙あることを明記）と理解しますが、よろしいですか。既述がはみ出す場合、書く場所がないため。

なお【Ⅲ 直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】5においては、「別紙に輸出時期、貨物、用途、最終需要者を記載し提出」となっている。Ⅲ以外の設問にも別紙を容認されたし。

➡様式改定の趣旨は合理化。Q&Aや記入要領で特記される場合を除いて、様式3シート内に記載。それでも、「別紙3」に記載しがたい理由がある場合は、METIに相談（記入要領冒頭）。

【 I . 輸出者等基本情報】

【 I 輸出者等基本情報】						
1	設立年及び従業員	設立	年	従業員	名 (年 月現在)	
2	資本金又は出資総額			億円 (年 月現在)	
3	株主又は出資者及び出資比率 (上位5社)	1			出資比率	
		2			出資比率	
		3			出資比率	
		4			出資比率	
		5			出資比率	
4	事業内容及びURL(HP等)	URL:				
5	主要取扱い(製造)製品等					
6	主な取引形態	<input type="checkbox"/> 輸出・技術提供	<input type="checkbox"/> 国内販売	<input type="checkbox"/> 間接輸出・間接技術提供	<input type="checkbox"/> 仲介貿易	
7	親又は子会社等情報	名称			出資比率	CP番号
		名称			出資比率	CP番号
		名称			出資比率	CP番号
		名称			出資比率	CP番号
		名称			出資比率	CP番号

【 I . 輸出者等基本情報】

I 1 設立年及び従業員 <記入方法（期末人員）>

【 I 1 ①】1. 「設立年及び従業員」の欄には、“法人等の設立年と直近事業年度の期末現在の従業員数を記載してください。”とありますが、当社で公開している従業員数は、期初にあたる毎年4月現在となっております。

従業員の欄には、期初にあたる4月現在を記載して良いですか？

→可能であれば期末人員を記載（期末決済内容）。直近事業年度期末の従業員数を把握していない場合は、翌日（翌事業年度期初）の従業員数を記載しても良い（記入要領 I 1）。

I 3 株主又は出資者及び出資比率（上位5社） <記入方法（非上場・非公開の場合）>

【 I 3 ①】3. 「株主又は出資者及び出資比率（上位5社）」の欄には、“国内法人、海外法人を問わず、出資比率の高いものから記入してください。”とありますが、当社は非上場企業で、株主構成等の情報については基本的に公開を差し控えさせていただいております。「非上場のため未公開」と記載して良いですか？

→提出書類は「記載された内容について事実であること」を証明している書類であり、非上場のため公表していない場合でも（公開しないよう明記の上）記入（記入要領 I 3）。提出情報は、公文書管理法その他の法令に基づき適切に管理される（記入要領冒頭）。それでも記載できなければ、経産省に相談。

I 6 主な取引形態 <記入方法（「主な」の解釈）>

【 I 6 ①】6. 主な取引形態の「主な」とは、どのような解釈でお答えすればよろしいでしょうか。「主な」が一番売上額が多い取引形態をさすのであれば、売上額をみて判断します。ただし技術提供が入ると一概にいえず、回答に苦慮します。

→「主な」は、売上のうち、輸出等に関連する実績の多いものから、各社で判断（記入要領 I 6）。ただし、技術提供等で組み込まれる場合等は「国内取引」を選択すればよい。

I 7 親又は子会社等情報 <記入方法>

【 I 7 ①】7. 親又は子会社等情報に記載するCP番号とは、（自社の規程番号ではなく）、輸出管理内部規程受理番号と考えてよろしいでしょうか。

→その理解で良い。記載対象会社がCPを提出している場合に、各々のCP番号を記入する（記入要領 I 7）。本欄は、CL7（1）の指導対象の「子会社及び関連会社」の中で、リスクの高い企業等を更に絞り込むことが目的。

【 I 7 ②】7. 「親又は子会社情報」の出資比率は、議決権所有比率に読み替えても問題はないか。厳密には異なるが、大勢に影響があるとは考えていないため。

→議決権割合を記入しても構わない。出資比率を記載する目的は、外資が入っている場合などで、役員がみなし輸出管理の特定類型にあたるか否かの把握が必要なことがあるため。

【 I . 輸出者等基本情報】 (参考) 親又は子会社等情報

I 7 親又は子会社等情報 <対象の整理>

記入要領：

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/250526CL_youryou.pdf

	【 I 輸出者等基本情報】	【IV 自己管理チェックリスト】	
		7 (1)	7 (2)
親会社	会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社のうち、リスト規制貨物等及び 1 6 (1) の特定品目を取り扱っている法人※	—	—
子会社	会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社のうち、リスト規制貨物等及び 1 6 (1) の特定品目を取り扱っている法人※	子会社（会社法第 2 条第 3 号に該当する者に限りません）のうち、輸出等の業務に関わる法人	会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社のうち、輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる法人
関連会社	関連会社（各社判断）のうち、リスト規制貨物等及び 1 6 (1) の特定品目を取り扱っている法人※	関連会社（各社判断）のうち、輸出等の業務に関わる法人	—

※日本からの輸出等した貨物等を取り扱っている法人を指す。対象には、海外において製造や販売を行っている法人や取引先調査等を行う法人も含む。商流だけではなく物流についても考慮の上で、各社にて判断。

【 I . 輸出者等基本情報】

(参考) 親又は子会社等情報

I 7 親又は子会社等情報 < I-7の子会社・関連会社 >

記入要領 I-7. 「親又は子会社等情報」の欄

出資関係のある法人を記載いただくため、CLの7 (1)、(2)の子会社や関連会社とは異なりますのでご注意ください(後述の表もご参照ください)。

新CLにおいては、親会社の明確化、グループ会社の輸出等に関する状況を把握すること、みなし輸出管理の観点から外資の出資状況などを確認するために記載いただきます。

会社法第2条第3号及び第4号に規定する子会社及び親会社(海外子会社及び親会社を含む)並びに関連会社のうち、リスト規制貨物等や16の項(1)の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人(※)を記載してください。

※日本からの輸出等した貨物等を取り扱っている法人を指します。対象には、海外において製造や販売を行っている法人や取引先調査等を行う法人も含まれます。商流だけではなく物流についても考慮いただいた上で、各社にてご判断ください。

16の項(1)の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人につきましては、本年(令和7年)におきましては、現時点にて把握している法人について、可能な範囲で記載してください。

選択肢	記載する会社と自社との関係	「出資比率」欄
親会社	記載する会社が、会社法第2条第4号の親会社の場合	自が出資を受けている比率
子会社	記載する会社が、会社法第2条第3号の子会社の場合	自が出資している比率
親子関係無	自が出資を行っておらず、かつ、出資を受けていない場合	「0」
親会社無	自が出資を受けているが、会社法第2条第4号の親会社には該当しない場合	当該出資を受けている比率
子会社無	自が出資しているが、会社法第2条第3号の子会社には該当しない場合	当該出資している比率

- ・株式持ち合いの場合は、「親子関係無」を選択し、「出資比率」欄には、出資している比率または出資を受けている比率のいずれか高い値を記入してください。
- ・「出資比率」：議決権割合を記入いただいても構いません。
- ・「CP番号」：記載対象がCPを提出している場合に、各々のCP番号を記入してください。

【 I . 輸出者等基本情報】

(参考) 子会社及び関連会社

I 7 親又は子会社等情報 <II-7 (=IV-7) の子会社・関連会社>

記入要領 II 7-1 「子会社及び関連会社への指導等実施部門」

7-1 「実施部門」、「対象者」の欄（「有」を選択した場合のみ記入）

実施部門欄には、指導等を実施する部門を記入してください。

対象者欄には、実施部門が実際に指導等を行った対象者を記入してください。指導先により実施方法が異なる場合は、左右2欄を使用し記載してください。欄が足りない場合は、「特記事項」または別紙を作成し記載いただくことでも構いません。

<CL7 (1) の「子会社や関連会社」に関する解説>

子会社及び関連会社が外為法等に違反した場合、親会社にも影響が及ぶ可能性があること、また、法令遵守のみならず、企業の社会的責任やレピュテーションリスクの回避など、様々な視点から「実情に即した指導」が必要となります。

「実情に即した指導」に関しては、親会社として「子会社及び関連会社」に対してどのような管理や指導を行うかについて、会計基準上の連結等資本関係、実質的な取引関係、管理の方法等を考慮した上で実施していただく必要がありますので、「子会社や関連会社」の範囲については、輸出者等が判断いただくこととなります。

「子会社」については、基本的には輸出等の業務に携わっている全ての子会社が対象になります。

「関連会社」については、例えば、資本関係のない販売代理店等であっても実質的な取引関係がある場合など、適宜自社において想定し、管理の方法等を考慮しつつ適切な指導を行うことが重要となります。

<CL7 (2) の「子会社」に関する解説>

7 (2) の子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社のうち、輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社が対象となっています。

そのため、7 (1) の対象とは、範囲が異なりますのでご注意ください。

【 I . 輸出者等基本情報】

(参考) 子会社及び関連会社

I 7 親又は子会社等情報 <IV-7の子会社・関連会社>

CL確認ポイント 7-1

◆子会社・関連会社に対する輸出管理に関する指導状況を確認する。

○国内の子会社・関連会社への対応

・特に、輸出を行っている子会社等、リスト規制品を生産している子会社等について、どのように指導をしているのか。

○海外の子会社・関連会社への対応

・海外の子会社や販売会社がリスト規制品をストック販売しているケースでは、どのような管理がされているか。需要者等、用途確認を現地子会社・販社等が行い、それを本社（親会社）が把握しているか、などを確認。

※輸出者等遵守基準における「子会社及び関連会社」は一つの文言とされており、一般的な関連会社を指してはならず、輸出等に関わっている、代理店や商流・物流に係る会社等を含めることとなっている。なお、関連会社をどこまで指定するかは各社の判断に委ねられている。

CL確認ポイント 7-2(1)

◆特定重要貨物等の輸出等（輸出令別表1の1項～15項、外為令別表の1項～15項）の業務に関わる子会社に対する指導等(注)を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行っているか。

・「指導等」とは、遵守基準省令第1条第二号又の指導等をいう。具体的には、

- ①輸出等の業務に関わる子会社の指導
- ②輸出等の業務に関わる子会社の研修
- ③子会社の業務体制の確認
- ④子会社の業務内容の確認である。

これらの趣旨から、①～④を行う体制（責任者・業務分担・責任範囲の明確化）を整備し、

①～④を行う手続き（具体的な内容）を定めているか。

※7-2の「子会社」は、会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。

【 I . 輸出者等基本情報】

I 7 親又は子会社等情報 <選定基準>

【 I 7 ③】7. 「親又は子会社等情報」の欄の「親又は子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社（海外子会社を含む）を含め、出資関係があれば、記載対象となると考えてよろしいでしょうか。

➡出資関係のある会社の中でも、「リスト規制貨物等や 1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている」子会社及び関連会社に限定して記載すればよい。

【 I 7 ④】7. 「親又は子会社等情報」の欄、「リスト規制貨物等や 1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人」とありますが、取り扱っている法人とは、輸出者となり得る法人と考えてよろしいでしょうか。

➡輸出者となり得る法人以外にも、海外において製造や販売を行っている法人や取引先調査等を行う法人も含む。商流だけでなく物流についても考慮の上で、各社にて判断。（記入要領 I 7）

【 I 7 ⑤】7. 「親又は子会社等情報」の欄、「なお、自主管理を行う上で、情報整理のために全ての子会社等に関する確認を行っていて、CLの報告対象としたいと判断される場合には、子会社等情報を限定する必要はありません。」とありますが、「リスト規制貨物等や 1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人」ではないことが分かっている親又は子会社については、記載することを要しないと考えてよろしいでしょうか。

➡「リスト規制貨物等や 1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物等」を取り扱っていないことが分かっている親会社、子会社及び関連会社は記入不要。1 6 の項（1）の取り扱いがないことが明らかでない場合には、可能な範囲で記載する（1 0 月施行であり、7 月時点では、当該品目の取り扱いが明らかでない場合など）。（記入要領 I 7）

【 I . 輸出者等基本情報】

I 7 親又は子会社等情報 <選定基準>

【I 7 ⑥】 7については、海外グループ会社含めリスト規制品、16項（1）の特定品目を輸出等行っている子会社、関連会社のみの記載と認識で会っておりますでしょうか？

またそれ以外については任意記載と思いますが、その記載の判断基準等はございますでしょうか？

【I 7 ⑦】 7. 「親又は子会社等情報」の欄におけるご解説"会社法第2条第3号に規定する子会社（海外子会社含む）および、関連会社のうちリスト規制貨物等や16の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人を記載してください。"につきまして、子会社と関連会社において、リスト規制貨物等や16項（1）の特定品目の貨物等を輸出、海外に技術提供している会社のみを記載し、輸出、海外の技術提供がなければ記載不要の理解でよろしいでしょうか。海外子会社の場合、日本から輸出した貨物や提供した技術を第三国に輸出、提供する場合は記載の対象でしょうか。

➡海外グループ会社含め"リスト規制貨物等や16の項（1）の特定品目として指定された貨物等"を取り扱っている「子会社及び関連会社」のみ記入でよい。「取り扱っている法人」は、日本からの輸出等した貨物等を取り扱っている法人を指す。なお、対象には、海外において製造や販売を行っている法人や取引先調査等を行う法人も含む。商流だけではなく物流についても考慮の上で、各社にて判断。

【 I . 輸出者等基本情報】

I 7 親又は子会社等情報 <選定基準>

【 I 7 ⑧】7 親又は子会社等情報の欄ですが、弊社は子会社が複数ありますが、いずれもリスト規制またはキャッチオールの特定期目の貨物を取り扱わないので、空欄でよいですか？

記入要領には「なお、自主管理を行う上で、情報整理のために全ての子会社等に関する確認を行っていて、CL の報告対象としたいと判断される場合には、子会社等情報を限定する必要はありません。この場合、記入欄には別紙に名称、出資比率、C P 番号を記してご提出ください。」とありますが、これは任意ということで記載しなくてもよいということですか？

➡対象品目を「取り扱っていない法人」は対象とならないため記入しなくても良い。「取り扱っている法人」は、日本からの輸出等した貨物等を取り扱っている法人を指す。なお、対象には、海外において製造や販売を行っている法人や取引先調査等を行う法人も含む。商流だけではなく物流についても考慮の上で、各社にて判断。

【 I 7 ⑨】7 「親又は子会社等情報」の「子会社等」の対象範囲に関し、対象となる子会社の定義の明確化はできないでしょうか。また、子会社数が多く、本欄では書ききれないことが予想されるので、その場合は、別紙を作成して提出することが可能でしょうか。

▶会社法第2条第3号に規定する子会社（海外子会社含む）および、関連会社のうちリスト規制貨物等及び16の項（1）の貨物等を取り扱う法人を記載してください。

と、Q & Aに記載あります。

これは、『会社法第2条第3号に規定する子会社（海外子会社含む）と、関連会社の中で、リスト規制貨物等及び16の項（1）の貨物等を取り扱う法人』を確認した上で記載するという理解で良いですか？

例えば、子会社10社（うち、海外子会社5社）、関連会社10社のうち、リスト規制貨物等及び16項（1）の貨物等を取り扱う法人が3社の場合、「3社」を記載するという理解で良いですか？

➡子会社数が多い場合は、記入要領 I 7 の「CLの記入欄では枠が足りない場合には、必要に応じ別紙（様式自由）を作成し添付」に基づいて、別紙を作成して提出で良い。

➡対象となる法人は、その理解のとおり。記入要領は、「会社法第2条第3号及び第4号に規定する子会社及び親会社（海外子会社及び親会社を含む）並びに関連会社のうち、リスト規制貨物等や16の項（1）の特定期目として指定された貨物等を取り扱っている法人を記載してください。」のように明確化された。なお、「取り扱っている法人」とは、「日本からの輸出等した貨物等を取り扱っている法人を指します。対象には、海外において製造や販売を行っている法人や取引先調査等を行う法人も含まれます。商流だけではなく物流についても考慮いただいた上で、各社にてご判断ください。」と説明されている。

【 I . 輸出者等基本情報】

I 7 親又は子会社等情報 <選定基準>

【 I 7 ⑩】7. 「親又は子会社等情報」の欄にて、記載対象はCPの届出有無にかかわらず、リスト規制若しくは16項(1)の貨物等を輸出・提供している子会社、関係会社を対象という理解で正しいでしょうか？

CLの同項には、CP番号の記載欄があるが、記入要領では一切触れていないため。

- ➡子会社・関連会社は、CP届出をしている企業ばかりではなく、「CPの届出有無にかかわらず」記入で良い。記載対象がCPを提出している場合に、各々のCP番号を記入する。(記入要領 I 7)

【 I 7 ⑪】7. 親又は子会社等情報について、リスト規制品又は16項(1)の特定品目として取り扱っている法人の「取り扱っている」とは何をさすのかご教示ください。16項(1)の特定品目を「扱っている」かについては、「取り扱っている」の定義を明確にした上での話となりますが、これまでその観点での輸出管理手続きを行っていないので、昨年度の事業年度での把握は不可能です。リスト規制品のついてはお答えできると思われませんが、16項(1)については、補完的輸出管理規則の改正が施行された後の実績でご容赦いただきたいと思います。

「取り扱っている」の定義が輸出をさしているのであれば、日本法で規制されない海外関連会社はこの回答には出てこないと思われます。

「取り扱っている」の定義が、日本の親会社又は関連会社が輸出したリスト規制品又は16項(1)の特定品目を利用している又は販売しているならば、海外も視野に入れる必要があります。

回答するにあたって、ぜひともクリアにしておきたい内容です。

- ➡「取り扱っている法人」については、「日本からの輸出等した貨物等を取り扱っている法人を指します。対象には、海外において製造や販売を行っている法人や取引先調査等を行う法人も含みます。商流だけではなく物流についても考慮いただいた上で、各社にてご判断ください。」と説明されている。(記入要領 I 7)
- ➡「16項(1)の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人につきましては、本年(令和7年)におきましては、現時点にて把握している法人について、可能な範囲で記載してください。」とされている。(記入要領 I 7)

【 I . 輸出者等基本情報】

I 7 親又は子会社等情報 <選定基準>

【I 7 ⑫】 7. 「親又は子会社等情報」について、会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社であっても、全く輸出や技術の提供を実施していない会社が多数ありますが、そういった場合も、全て記入または別紙にて提出が必要でしょうか。また、別紙については、ホームページの掲載をPDF化し、出資比率を追記したもので受け付けて頂けるのでしょうか。

➡「“リスト規制貨物等”や“1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物及びこれらに係る技術”」を「取り扱っていない法人」は対象とならないため記入しなくても良い。

➡CLの記入欄では枠が足りない場合には、（必要情報が記載された）ホームページのコピー（PDF等）でも良い。

【I 7 ⑬】 7 「親又は子会社等情報」では、「会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社（海外子会社含む）および、関連会社のうちリスト規制貨物等や 1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人」とあります。国内取引のみの取引を行う会社であっても、対象となりますか？ 弊社は子会社を多く抱えていますが、概ね何社程度（何割ぐらい）の子会社情報を回答すれば受理いただけますでしょうか。輸出取引が生じない場合、HSコードの判定が必要でないため、「1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人」の判断ができないため。

➡「“リスト規制貨物等”や“1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物及びこれらに係る技術”」を取り扱っている「子会社及び関連会社」は記入が必要。「取り扱っている法人」とは、日本からの輸出等（輸出を前提とした国内取引を含む）した貨物等を取り扱っている法人を指し、海外において製造や販売を行っている法人や取引先調査等を行う法人も含む。商流だけではなく物流についても考慮の上で、各社で判断（記入要領 I 7）。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/kokunaitorihiki_shinsa.pdf

「“リスト規制貨物等”や“1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物及びこれらに係る技術”」を取り扱っている法人に限定されるが、1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人については、本年（令和 7 年）は、現時点にて把握している法人について、可能な範囲で記載すればよい。また、指導対象の子会社・関連会社を全てリスト化しても良い（記入要領 I 7）。

【 I . 輸出者等基本情報】

I 7 親又は子会社等情報 <選定基準>

【 I 7 ⑭】 7.「親又は子会社等情報」の欄について、「会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社（海外子会社含む）および、関連会社のうちリスト規制貨物等や16の項(1)の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人を記載してください。」の記載部分。CLに記載する関連会社については、輸出者の判断に基づいて決定するとの理解して宜しいでしょうか。子会社と異なり、会社法の規定を適用することは指示されていないため、子会社は「海外子会社を含む」の記載があるが、関連会社にはその記載がないため。

➡「“リスト規制貨物等”や“ 1 6 の項（ 1 ） の特定品目として指定された貨物及びこれらに係る技術”を取り扱っている法人」にあたる場合、輸出者の判断で記載（記入要領 I 7）。パブコメ83の回答のとおり、海外の関連会社も対象。

【 I 7 ⑮】 7.「親又は子会社等情報」の欄について、関連会社に関し、直近の事業年度については、16項(1)の特定品目として指定された貨物の取扱有無に関するデータが無く、法令等の改正の内容と重要性を説明の上、取扱有無を調査する時間が限定されている状況下、網羅的に調査の上、結果を記載することが困難な状況である為、対応可能な範囲の記載とするべきである。輸出令で定める特定品目：16の項(1)は、直近事業年度に法令等に規定されていない。

➡ 16項(1)については10月9日の施行前であり、本年（令和 7 年）は、現時点にて把握している法人について、可能な範囲で記載すればよい（記入要領 I 7）。

【 I 7 ⑯】 7. 「親又は子会社等情報」の欄」について、「関連会社のうちリスト規制貨物等や 1 6 の項（ 1 ） の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人」について、記載が必要となっていますが、客観要件を先に確認してもよいフローになっています。この場合、1 6 の項（ 1 ） 特定品目を取り扱っているか、特定できません。

また、「取り扱っている法人」には、1 6 の項（ 1 ） 特定品目を購入している法人も含むのでしょうか？輸出しないものは、該非判定しませんので、この場合も特定できません。

「1 6 の項（ 1 ） の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人」について、記載しなくてもよいでしょうか？ METI HP掲載の「補完的輸出規制の見直しについて」の説明資料 P.8 パターン1にて、1 6 の項（ 1 ） 特定品目の確認前に、客観要件をチェックしても良い事になっています。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/20250409_catchallshiryou.pdf

➡ 16項(1)については10月9日の施行前であり、本年（令和 7 年）は、現時点にて把握している法人について、可能な範囲で記載すればよい（記入要領 I 7）。また、取引審査プロセス等において、全ての16項貨物等について16項(1)の確認を行っているわけではないため、この場合にも把握している法人・可能性のある法人をリスト化する等でも良い。

【 I . 輸出者等基本情報】

I 7 親又は子会社等情報 <選定基準>

【 I 7 ⑰】 7. 「親又は子会社等情報」の欄 について、「会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社（海外子会社含む）」の記載が必要となっていますが、当社には百社以上の子会社がありますが、すべて記載する必要があるのでしょうか？

➡「会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社（海外子会社含む）」であっても「“リスト規制貨物等”や“1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物及びこれらに係る技術”を「取り扱っていない法人」は対象とならないため記入しなくても良い。記入しきれない場合には、別紙（様式自由）に記入しても良い。（記入要領 I 7）

【 I 7 ⑱】 7「親又は子会社等情報」の「関連会社」の範囲についてお伺いさせていただきます。「輸出管理内部規程の届出等について」に関するQ&A Q34では「関連会社のうち、リスト規制貨物等及び1 6 の項（1）の貨物等を取り扱う法人を記載してください。」と記載されていますが、「関連会社」の範囲についてはQ17に「「・・・関連会社」の範囲については、輸出者等が判断」と記載された通りの考え方で輸出者等が判断することによろしいでしょうか。

➡Q34は、CL I 7の「子会社及び関連会社」について記載しており、Q17はCL IV 7(1)の「子会社及び関連会社」について記載しており、その範囲は異なる。IV 7(1)の関連会社は「実情に即した指導」を行う上で輸出者等が判断することになるが、I 7の関連会社はその中でも、資本関係があり、「リスト規制貨物等や1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人」に限定されており、これに基づき各企業で判断すればよい。（記入要領 I 7）

【 I 7 ⑲】 7. の説明のなかで、「リスト規制貨物等や1 6 の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている」とあるが、具体的には、

- ①販売・製造・設計(開発)に係る貨物等の取り扱いがある子会社等を想定していると考えてよいか、
- ②一般市販暗号貨物等の場合において、製品の開発段階と市販後でその該非状態が変わるような場合は、市販前までの貨物等を取り扱いがある子会社等のみの対象でよいか。

➡「取り扱っている法人」とは、日本からの輸出等した貨物等を取り扱っている法人を指す。対象には、海外において製造や販売を行っている法人や取引先調査等を行う法人も含む。商流だけではなく物流についても考慮の上で、各社で判断。（記入要領 I 7）

➡市販暗号の場合も、市販前の該当貨物や該当技術の取引等がある子会社等のみを対象とし、市販後の非該当品目のみを取り扱う子会社等は対象外でよい。

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

【Ⅱ 輸出管理内部規程情報】									
1	輸出管理の最高責任者	役職		氏名					
2	取引の最終判断権者	役職		氏名					
3	該非判定の責任者 2名以上の場合： 他 名	役職		役職		氏名		氏名	
4	輸出管理部門を含め輸出管理に従事する者(うち、専任者数)	総数	名	うち専任者数	名				
5	監査部門及び回数 注)輸出等関連の全て((輸出管理部門含む)の部門に対して1回実施した場合は、「1回」、全ての部門に対して実施していない場合は、「0回」)	実施部門(実施者)		対象者					
		実施部門(実施者)		対象者					
	回数 回	輸出管理部門への 監査実施部門(実施者)							
	監査実施日(監査実施期間)	年 月 日 ~ 年 月 日							
	監査対象期間	監査対象		監査手法					
6	社内教育実施部門及び回数	役員への社内教育 実施部門		職員への社内教育 実施部門					
		回数 回		回数 回					
	階層別の社内教育の有無	階層別		対象者					
		階層別		対象者					
7	子会社及び関連会社への指導等実施部門	実施部門 対象者		実施部門 対象者					
8	特定類型の手続き及び確認部門	手続		確認部門					
9	包括許可の管理部門	管理等部門 包括種類		管理等部門 包括種類					
10	包括許可に係る実績報告	種類 番号		種類 番号					
		有効期限	年 月 日	有効期限	年 月 日				
		件数	件	件数	件				
		種類 番号		種類 番号					
		有効期限	年 月 日	有効期限	年 月 日				
		件数	件	件数	件				
		種類 番号		種類 番号					
		有効期限	年 月 日	有効期限	年 月 日				
		件数	件	件数	件				

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

Ⅱ全体 <プルダウンメニュー>

【Ⅱ全体①】5 監査対象期間年（西暦）のドロップダウンリストが2023～以降となっています。

毎年実施しない場合（例：隔年で実施する等、スケジュールを定めている場合）は、2022年以前が監査対象期間となりますが、どのように記載（ドロップダウンリストを選択）すればよいかご教示ください。

→様式改定済み。

【Ⅱ全体②】9 の包括許可の管理部門、「包括種類」のプルダウンには「特別一般包括輸出・役務許可」がありますが、10 の包括許可に係る実績報告、「種類」のプルダウンには「特別一般包括輸出許可」と「特別一般包括役務許可」しかありません。10の包括許可に係る実績報告、「種類」のプルダウンにおいて、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証は「特別一般包括輸出許可」を選択すればよいのでしょうか。

→様式改定済み。

【Ⅱ全体③】9 包括許可の管理部門ならびに10 包括許可に係る実績報告のなかで、包括許可の種類を選ぶ選択肢（プルダウンメニュー）が誤っている。特別一般包括許可の種類は 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可の二種類のみが存在する（このことは包括許可要領Ⅱ-1特別一般包括許可の種類に明記されている）。しかるに、選択肢の中には「特別一般包括輸出許可」や「特別一般包括輸出・役務許可（←省略しすぎ）」「特別一般包括役務許可（←役務取引許可がただし）」など間違った選択肢が表示される。修正必要。

→様式改定済み。

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

Ⅱ全体 <記入方法>

【Ⅱ全体④】 【Ⅱ 輸出管理内部規程情報】関係と【Ⅳ 自己管理チェックリスト】にて、同様の設問が見受けられますが、例えば5監査部門及び回数や6社内教育実施部門及び回数などは【Ⅳ 自己管理チェックリスト】の取り組み状況と同じ内容を記載することで、理解は正しいでしょうか？ また、7子会社及び関連会社への指導等実施部門は2件記載するような様式になっていますが、2件のみ記載で正しいでしょうか？

- ➡旧CLの「輸出者等概要」の項目と「自己管理チェックリスト」の記載内容に相当する。Ⅱについては対象年度の実績を記入し、Ⅳについては規定の有無/規程名の記載とそれに基づく取組状況を選択することで良い。
- ➡「5 監査部門及び回数」及び「6 社内教育実施部門及び回数」は、記載欄が足りない場合は、「特記事項」欄に記載、或いは別紙を作成し提出。（記入要領Ⅱ 5、6）

【Ⅱ全体⑤】 Ⅱ-1～4、8～9については、CL作成日時点の内容、5～7、10は直前の事業年度の実績内容を記入という理解であっておりますでしょうか？

- ➡その理解のとおり、1～4、8、9はCL提出時点の情報を、5～7、10は直近事業年度の実績を記入。

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

Ⅱ 5 監査部門及び回数 <実施部門（実施者）、対象者>

【Ⅱ 5 ①】5の「実施部門（実施者）」及び「対象者」の欄は、記入要領 5 - 2に“輸出管理部門を除く、輸出等の業務を行っている部門（事業部門、出荷部門、該非判定部門など）に対して監査を行っている実施者を記載してください。”とありますが、弊社は、輸出管理部門のみが監査を実施しております。その場合、実施者は、全て輸出管理部門となりますがよろしいでしょうか。

→その通り。監査を行った実施者(監査を行った部門の名称)を記載。対象者は、監査の対象となった部門の名称を記載。

【Ⅱ 5 ②】記入要領5-2と5-3については、実施部門（実施者）、対象者、監査実施部門（実施者）とございますが、こちらは部門名のみではなく、従業員名（個人名）の記載も必要という理解になりますでしょうか？

→記入要領Ⅱ 5 - 2では「監査を行った実施者(監査を行った部門の名称)を記載してください。対象者に関しては、監査の対象となった部門の名称を記載してください。なお、部門がない法人等に関しては、それぞれの業務の『担当者』を記載してください。」とあり、5 - 3では、「監査を実施した部門の名称を記入してください。」と説明。いずれの欄も、部門が特定できれば『部門名』のみで良く、部門がない場合には『担当者』を記載。

Ⅱ 5 監査対象期間 <監査対象、監査手法>

【Ⅱ 5 ③】 記入要領Ⅱ 5 - 2「実施部門（実施者）」及び「対象者」の「対象者」について、5 - 5 監査対象期間の欄の監査対象と同一の場合、「監査対象期間に記載のとおり」と記載してもよろしいのでしょうか。または監査対象全体を示すものとして「輸出管理規程第〇条〇項のとおり」等と記載してもよろしいでしょうか。

→直近事業年度に実施した監査の対象者と、監査対象期間（直近事業年度の前の監査対象とした期間）の監査対象が一致していれば、「監査対象期間に記載のとおり」等で良い。ただし、「輸出管理規程」等に規定していても、本欄には監査実績として対象者（部門名）を明記。

【Ⅱ 5 ④】5の「監査対象」、「監査手法」の欄は、記入要領 5 - 6に“全ての部門を同一期間内に実施している場合は、分割して記入する必要はありません。”とありますが、全ての部門を同一事業年度に実施している場合は、5 - 5「監査対象期間」の欄と同一と考えてよろしいでしょうか。

→監査対象は、5 - 2と同一の場合は、「監査対象期間に記載のとおり」等と記載して良い。

【Ⅱ 5 ⑤】5の「監査手法」の記入例（具体例）をお示しください。

→書面監査、対面監査等と記載（記入要領Ⅱ 5-6）。ただし、手法は各社で千差万別なので全てを例示はできないが、各社の実際の監査事例を記載すればよい。

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

Ⅱ 5 監査部門及び回数、監査対象期間 <実施部門（実施者）、対象者、監査対象が書ききれない場合>

【Ⅱ 5 ⑥】5 監査部門及び回数の欄ですが、実施部門及び対象者欄は2 枠しかありません。

一方で、記入要領では事業部門、出荷部門、該非判定部門など全部署の監査をしなければ、回数を0とし監査のカウントしませんとあります。一見矛盾しているように見えますが、この赤字は何を入れればよいですか？

弊社は輸出管理として、事業部から申告された輸出の申請を、経理部（受注側）と業務・調達管理部（発注側）と2 部署が確認し、その2 部署を内部監査室が監査しています。経理部（受注側）と業務・調達管理部（発注側）を対象者として内部監査室を監査部門として記載すればよいでしょうか。

➡本欄に記入しきれない場合は特記事項や別紙に記入することで良い（記入要領Ⅱ 5）。なお、欄を拡大して記入することは良いが、行（欄）の追加は不可（今後、本様式をもとにして経産省で集計することなども考えられるため）。

【Ⅱ 5 ⑦】5の「監査対象」欄には、記入要領5－5によると、「対象期間が1年未満となっている場合には、監査対象欄にその理由を記入」、同5－6によると、「監査対象となった部門の監査をいつ実施したかをそれぞれ記入」とあります。

弊社では、諸事情により昨年度に限り、監査対象期間が1年未満だったため、その理由を監査対象欄に記載しますが、そうしますと、文字が自動で極小化されるため、「監査対象となった部門の監査をいつ実施したか」について本欄で言及するのが難しいです。

加えて、弊社は、監査対象部門（書面監査対象）が100以上あり、そのうち数部門には実地監査に行っていますが、部門により日程がバラバラです。そのような事情もあるので、「監査対象となった部門の監査をいつ実施したか」については別紙で表にして提出したいと思いますが、可能でしょうか。

➡本欄に記入しきれない場合は特記事項や別紙に記入することで良い（記入要領Ⅱ 5）。

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

Ⅱ 6 社内教育実施部門及び回数、階層別の社内教育の有無 <階層別教育等>

【Ⅱ 6 ①】6「社内教育実施部門及び回数」の欄の記入要領 6 - 2 には、“階層別を実施している場合には、それぞれ 1 回として問題ありません。”とありますが、例えば、階層別教育として、新任課長層研修を複数回／年に実施した場合、1 回と記入すると考えてよろしいでしょうか。

→階層別を実施している場合は、階層ごとにそれぞれ「1 回」とカウントすればよい。（記入要領Ⅱ 6-2）

【Ⅱ 6 ②】6. 社内教育実施部門及び回数において、階層別社内教育が3つ以上ある場合、別紙を添付する必要はありますか。記入要領で別紙の添付要否の説明がないための確認です。

【Ⅱ 6 ③】6の「階層別の社内教育の有無」につきまして、弊社では3つ以上行っておりますので、CL末尾の特記事項欄、もしくは別紙に記載してもよろしいでしょうか。

→記載欄が足りない場合は、「特記事項」に記載、または別紙を作成し記載すればよい。（記入要領Ⅱ 6）

【Ⅱ 6 ④】6. 社内教育実施部門及び回数において、実施部門の記入欄が設定されていません。社内教育の実施部門は記入不要でしょうか。輸出者等概要に社内教育実施部門の記入欄が設定されていないことから、確認させていただく。

→様式改定済み。

【Ⅱ 6 ⑤】6 階層別の有無でFAQには基本役員と社員と分けて研修するようにと記載されています。弊社は実際にはリスト規制の貨物を扱っておりませんので、役員と社員分けることなく、eラーニングを実施しています。そのような場合でも、経済産業省より役員と社員を分けて研修するよう指導を受けることになりますか？

また、役員向けの簡単な教材（30分程度のDVDなど）があれば教えてください。

→同時にeラーニングを実施している場合、「役員への社内教育」、「職員への社内教育」の両方とも実施で良い（必ずしも分けて研修を実施する必要はない）。

役員向け教育の教材として、経産省HPのベストプラクティス等の活用も考えられる。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

Ⅱ 6 社内教育実施部門及び回数、階層別の社内教育の有無 <役員教育/職員教育、階層別教育等>

【Ⅱ 6 ⑥】 記入要領 6 - 1 「役員への社内教育」の欄、直近事業年度の中で、取締役、執行役員などに対して、輸出管理に関する教育の実施回数を記入してください。（年 1 回の教育が必須となります）について、

【質問】 1) 上記について、根拠となる法令や通知類のご教示をお願いします。

2) 上記を実施出来ていない場合、今後（改善後）の実施予定をCLに記載することでよろしいでしょうか？

《ご参考》前年度のCL記入要領抜粋、8. 「教育の実施状況」の欄

直近の事業年度（1年間）での輸出管理に関する教育・研修の実施回数を記入してください。

C P 通達 別紙 1 「外為法等遵守事項」⇒ 5 教育（指導及び研修を含む）輸出等の従事者に指導とともに研修を実施すること。

➡ 「旧CL 5-1」や「CLの確認ポイント5-1(1)」に基づき役員教育は必須。CPに「役職員の教育」が盛り込まれているはず。

【Ⅱ 6 ⑦】 Q&A Q 4 1 : Ⅱ 6 「社内教育実施部門及び回数」に役員と職員、さらに階層別の教育の有無の欄が新設されましたが、どのような区分を設けて記載するのが望ましいですか。

A41抜粋：「執行役員制度を導入している場合、執行役員の人数が多くなることが考えられ輸出等を行っていない部門の執行役員については、教育を実施しないなど濃淡を付けて研修を行っていただくことも可能です。」

【質問】 取締役のうち、社外取締役についても教育の対象外とすることは可能でしょうか？

➡ 社外取締役が意思決定に関わる場合には教育必要。

なお、CL確認ポイント5-1(1)に記載のとおり、「役員に対しては、例えば役員会の中で時間を設けて、輸出管理担当部門の役員や責任者から、外為法関連の説明、経済安全保障や国際情勢、自社製品の軍事転用リスクなどの説明など企業に応じた内容となっていることが望ましい」とされており、これらを参考に実施すればよい。

【Ⅱ 6 ⑧】 記入要領 Ⅱ 6 - 2 「職員への社内教育」について、実施部門が複数ある場合はどのように記載すればよろしいでしょうか。また、講師と開催部門が異なる場合は、どちらを実施部門とすべきでしょうか。

➡ 実施部門が複数ある場合は必要に応じて列記。記載欄が足りない場合は、「特記事項」に記載、または別紙を作成し記載すればよい。（記入要領 Ⅱ 6）

➡ 講師と開催部門が異なる場合は、教育を計画している部門で良い。

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

Ⅱ 7 子会社及び関連会社への指導等実施部門 <記入方法、子会社の定義>

【Ⅱ 7 ①】 7. 「子会社及び関連会社への指導等実施部門」について、Q&AのQ42「7の欄に記入できない場合」については、書ききれない場合を指しますか。

また、監査・教育以外に、一定の基準で懸念があるものの審査を行っている場合も「指導」に含まれますか。

➡「記入できない場合」とは、「記載欄が足りない場合」を指す。

➡「一定の基準」を示して審査するように指導する場合や、審査実例を通じて指導する場合も、審査を実施する子会社及び関連会社への指導に含まれると考えられる。

【Ⅱ 7 ②】 7（1）の「子会社」の定義（前提）を確認させていただきたく存じます。以下の引用箇所を拝見しますと、7（1）の「子会社」の定義（前提）が、会社法第2条第3号に規定する子会社ではないように見受けられます。

=====引用開始=====

記入要領 Ⅱ 7 <CL 7（2）の「子会社」に関する解説>

7（2）の子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社が対象となっています。

そのため、7（1）の対象とは、範囲が異なりますのでご注意ください。

=====引用終了=====

7（1）も（2）も「子会社」の定義（前提）は「会社法第2条第3号に規定する子会社」であって、その中で

7（1）は「輸出等の業務に携わっている全ての子会社」が対象となって、7（2）は更に「特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社」に限定されていると解釈しておりますがいかがでしょうか。「関連会社」に関しては範囲が流動的であることは理解しておりますが、本質問では「子会社」に焦点を当てています。

➡子会社の定義はその解釈で正しい（7（1）も（2）も「子会社」は「会社法第2条第3号に規定する子会社」）。
（記入要領 15ページ ●【Ⅰ 輸出者等基本情報】の「7」と【Ⅳ 自己管理チェックリスト】の「7(1)」及び「7(2)」の記載対象について）

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

Ⅱ 8 特定類型の手続き及び確認部門 <記入方法>

【Ⅱ 8 ①】8. 「特定類型の手続き及び確認部門」の欄」について、共同研究における確認のプロセス等、誓約書管理以外のプロセスも記載が必要でしょうか？

大学・研究機関において想定される特定類型該当者の確認等を記載すると詳細な記載が必要になると思います。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/meikakukanitsuite2.pdf

➡Ⅳ 9に規則や取組状況を記載するため、Ⅱ 8では、様式のとおり、手続方法概略と確認部門を記入すれば良い。契約書による確認、誓約書の取得による確認、採用時の履歴書その他、特異的なプロセスがあれば記載してほしい。

【Ⅱ．輸出管理内部規程情報】

Ⅱ10 包括許可に係る実績報告 <記入方法>

【Ⅱ10①】 輸出者等概要・自己管理チェックリストの「直近の事業年度」を2024年度と設定した場合に、「10. 包括許可に係る実績報告」「10-4 件数」の欄に記入する件数を「暦年」（2024年1月から同年12月までの実績の件数）で回答してもよいか？ 包括許可取扱要領の「別表4 特別一般包役務取引許可の条件」の「8」では、リスト規制該当技術（設計・製造）の実績を「暦年」で報告することとなっているため。

➡本件は課題認識しており、来年度以降に検討。

【Ⅱ10②】 10-4 包括許可に係る実績報告「件数」の欄には、“10-1の包括許可証を適用し、貨物の輸出又は技術の提供を行った直近の事業年度の件数をそれぞれ記入してください。”とあります。

今まで 当社では、10-1の包括許可を適応した技術の提供がなかったため、念のために確認させてください。10-1の包括許可を適応した技術の提供の件数は、技術提供の内容、提供先、日付等を台帳管理し、1日を1件としてカウントしています。例えば10-1の包括許可を適応した技術の提供（トレーニング）が30日間であれば、「30件」と記載して良いですか？

➡本来は技術提供の都度カウントが前提だが、提供技術が1つであれば1件とカウントして良い（提供する技術単位でカウントすればよい）。また、契約件数でカウントすることでも良い（役務のQ&Aも参照）。

【Ⅱ10③】 Ⅱ9.「包括許可の管理部門」、10.「包括許可に係る実績報告」およびⅣ10. 包括許可は、包括許可を所持していない場合は、空欄でよろしいでしょうか。

➡包括許可を受けていない場合は、Ⅱ9、10は空欄、Ⅳ10はプルダウンの「対象無し」を選択する。

【Ⅲ．直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】

【Ⅲ 直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】

1	総売上額又は総収入		百万円
2	貨物の輸出等額(間接・仲介含む)		百万円
	a 貨物の直接輸出		百万円
3	b aのうち、リスト規制貨物の額		百万円
	c 貨物の間接輸出又は仲介貿易額		百万円
4	3aの国別輸出額(輸出令別表第3に掲げる地域を除く)のうち、上位3カ国	1	百万円
		2	百万円
		3	百万円
5	3aの国別輸出額のうち、輸出令別表4に掲げる地域(輸出がある場合は、別紙に輸出時期、貨物、用途、最終需要者を記載し提出)	イラン	百万円
		イラク	百万円
		北朝鮮	百万円

リスト規制貨物・技術の実績

項番項目	省令番号	リスト規制貨物・技術の名称	自社／購入	仕向地	需要者等	取引形態
6						

【過去5年間における輸出令別表4に掲げる地域への間接輸出等(外国企業を含む)の実績】

別添に仕向地、取引先商社等名(国名含む)、輸出等時期、輸出貨物・技術の名称、用途、最終需要者を記載のこと。

【過去5年間における外国ユーザーリスト掲載需要者等への輸出等(外国の企業経由を含む)の実績】

別添に仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出等時期、輸出貨物・技術の名称、用途を記載のこと。

【Ⅲ. 直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】 別紙

別紙

輸出者名

【直近事業年度の輸出の実績に係る情報】
輸出令別表第4に掲げる地域への輸出実績

仕向地	輸出時期 年月	輸出貨物の名称	用途	最終需要者
イラン	年 月			
イラク	年 月			
北朝鮮	年 月			

【Ⅲ. 直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】 別添

別添

輸出者名

【過去5年間の輸出令別表第4に掲げる地域への輸出・間接輸出等(外国企業を含む)の実績】

取引先商社等(国名含む)経由、輸出令別表第4に掲げる地域への輸出等実績

仕向地	取引先商社等名 (国名)	輸出等時期 年月	輸出貨物・技術の名称	用途	最終需要者
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			

【過去5年間における外国ユーザーリスト掲載需要者等への輸出等(外国の企業経由を含む)の実績】

仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出等時期、輸出貨物・技術の名称、用途を記載のこと。

仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・技術の名称	用途	輸出等時期 年月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

【Ⅲ．直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】

Ⅲ全体 <別紙、別添>

【Ⅲ全体①】新様式では上記2つの「別紙」、「別添」のシートがあります。

別紙：【輸出令別表第4に掲げる地域への輸出実績】は貨物のみ、

別添：【過去5年間の輸出令別表第4に掲げる地域への輸出・間接輸出等（外国企業を含む）の実績】は貨物および技術（貨物以外の形態での提供を含む）が記入対象であるとの理解で間違いはないでしょうか。

➡「別紙」シートは、（内容が「別添」シートと重複するため）使用しない。「別添」シートは、該当する輸出等がある場合のみ記入。記載すべき内容が無い項目は、未記入（空白）にて提出。（記入要領冒頭）

Ⅲ全体 <プルダウンメニュー>

【Ⅲ全体②】6のリスト規制貨物・技術の実績、「自社／購入」のプルダウンには昨年まで「自社及び購入」の選択肢がありましたが、新様式では「自社」と「購入」の2択となっています。昨年まで「自社及び購入」としていたリスト規制貨物・技術の実績については、今年の報告分からは「自社」と「購入」のうち、主要と思われる方を選択すればよいのでしょうか。

【Ⅲ全体③】6 リスト規制貨物・技術の実績についてご質問がございます。「自社/購入」の欄及び「需要者等」の欄について、複数の選択肢に該当する場合は、主要なものを選択するのが適切でしょうか？もしくは、それぞれの選択肢毎に記入をする、など選択にあたって留意する点があればご教示ください。

旧CLでは複数該当する場合の選択肢が用意されておりましたのでお伺いしました。

➡様式改定済み。

Ⅲ 3 貨物の間接輸出又は仲介貿易額 <背景>

【Ⅲ 3 ①】今年度から、「直近事業年度の輸出等の実績に係る報告」に、間接輸出と仲介貿易額の実績が追加されている。追加された理由と背景をお伺いしたい。

➡取引実態の有無を確認する目的。

【Ⅲ．直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】

Ⅲ 3 貨物の間接輸出又は仲介貿易額 <間接輸出、仲介貿易の範囲、算出方法>

【Ⅲ 3 ②】「3-3 「c 貨物の間接輸出又は仲介貿易額」の欄」について、間接輸出、仲介貿易取引の双方ある場合、内訳は不要で、合算して記入すればよいでしょうか？

➡間接輸出、仲介貿易取引の双方ある場合には、分割して記入する必要はなく、合算で良い。（記入要領Ⅲ 3-3）

【Ⅲ 3 ③】 3-3 「c 貨物の間接輸出又は仲介貿易額」の「間接貿易」の範囲は、どこまでになりますか。輸出を委託、依頼するケースのみであって、単に販売先が輸出することを認識している場合は含まれないと考えてよろしいでしょうか。

➡国内販売後輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合に準じた社内審査を行う等慎重な対応が必要。

Q&A https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/kokunaitorihiki_shinsa.pdf

A. 国内取引については通達（参考）により、国内販売後輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合に準じた社内審査を行う等慎重な対応を求め、これに対応したC Pを届出受理の対象としております。なお、「明らかな場合」としては、以下の2つの類型が考えられます。自社をA社としたときに、

1. 国内商社等のB社が経済産業省の許可を取得し税関に対する輸出申告の名義人となる予定であるが、輸出する貨物の買い手や需要者との調整や合意（契約）を実質的にA社が主体者となって行う場合。
2. 国内販売先のC社から貨物が輸出等されることを明言又は文書（契約書、注文書など）に明記されている場合や、C社から輸出を前提として該非判定書を求められた場合など、A社が知った場合。

上記1については、B社が輸出者であるものの、A社が主体者となっている以上、A社が直接輸出を行う場合と同様の取引審査が必要となります。他方、上記2の場合、A社は知った情報から輸出管理上の懸念がある場合等には慎重に対応することとし、それ以外の取引審査を簡素化することも考えられます。

【Ⅲ 3 ④】 3-3 では、「仲介貿易額の算出が困難な場合には「特記事項」欄に仲介貿易件数を記入」と記載されていましたが、間接輸出の算出が困難な場合も同様の対応でよろしいでしょうか。日本国内の顧客を経由した取引は、経理的に国内取引扱いになっており、間接輸出額を算出できない可能性があることを懸念しているため。

➡取引実態があることを確認することが目的であり、仲介/間接貿易額の算出が困難な場合は「取引審査の件数」で良い。

記入要領Ⅲ 2. 「貨物の輸出等額（間接・仲介含む）」の欄

貨物の輸出額は、直接輸出（提出者が輸出者等になっているもの）だけではなく、間接輸出（国内商社等に販売し、当該商社等が輸出者等になる場合など）や仲介貿易取引を含み、規制対象貨物がそうでないかを問わず記入してください。

記入要領Ⅲ 3-3 「c 貨物の間接輸出又は仲介貿易額」の欄

間接輸出又は仲介貿易取引がある場合に記入してください。間接輸出、仲介貿易取引の双方ある場合には、それぞれ分割して記入する必要はありません。仲介貿易額の算出が困難な場合には、「特記事項」欄に仲介貿易件数を記入するようお願いいたします（間接輸出額についても同様）。

【Ⅳ. 自己管理チェックリスト】

【Ⅳ 自己管理チェックリスト】		
項目	輸出管理内部規程名称・条項	輸出管理内部規程等取組状況の確認
I 基本方針		
II 個別事項		
1 輸出管理体制		
(1) 最高責任者(統括責任者)		届出CP内容との相違の有無 内容
(2) 輸出管理組織の業務分担及び責任範囲		届出CP内容との相違の有無 内容
(3) 最新法令の把握、社内周知		
2 取引審査		
(1) 最終判断権限者の疑義ある取引の未然防止		
(2) 該非判定(該非確認) (補完的輸出等規制に係る確認を含む)		貨物 役務
(3) 用途及び需要者等の確認 (補完的輸出等規制に係る確認を含む)		用途 需要者等
(4) 特定重要貨物等の輸出・提供に係る情報の信頼性を高める手続・確認		
(5) 経済産業大臣から許可の申請をすべきと通知を受けた場合の手続		
(6) 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等」について の5. の手続 (経済産業大臣への報告を含む)		規程等どおり実施 一部規程等に反して実施 未実施
3 出荷管理		対象無し
(1) 輸出等時の貨物等と輸出関連書類等の同一性の確認		
(2) 通関時における事故の輸出管理部門への報告		

【Ⅳ. 自己管理チェックリスト】

4 監査		
5 教育(指導及び研修を含む)		
6 資料管理		
(1)輸出関連書類等への正確な記載		
(2)輸出関連書類等の保存		
7 子会社及び関連会社の指導		
(1)子会社及び関連会社の指導		
(2)特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社の指導等		
8 報告及び再発防止		
(1)経済産業大臣への報告		
(2)再発防止策の策定及び実施		
(3)違反者への厳正な処分		
9 特定取引(特定類型に該当する居住者(自然人に限る。)に対して技術を提供する取引)の確認		
10 包括許可		
(1)包括許可の適用可否の取引審査		
(2)包括許可を用いた輸出・提供の実績一覧表や電子データの管理・把握		
(3)包括許可取扱要領に基づく条件(失効・届出・報告を含む)の社内手続		
(4)通常兵器キャッチオール規制に係る包括許可を有する場合、輸出管理内部規程等における包括許可取扱要領に規定する確認・手続	規程追記の有無	

【Ⅳ. 自己管理チェックリスト】

Ⅳ全体 <選択・記入方法>

【Ⅳ全体①】 1の(1),(2)、輸出管理内部規程等取組状況の確認の内容には、どのように記載すると良いでしょうか？
 →「輸出管理内部規程名称・条項（届出CP）」の内容と、実際の取組状況との相違が「有」であれば、「内容」欄には、その相違内容を記載する。

【Ⅳ全体②】 2. 「輸出管理内部規程名称・条項」の欄、記入要領冒頭「旧CLのA欄に該当する部分です。」という箇所は「旧CLのA欄または備考欄に該当する部分」ではないでしょうか。旧CLでは、規程・条項を記載する欄がA欄と備考欄それぞれに存在するため。
 →「旧CLのA欄及び（一部の）備考欄に相当する部分」の理解で正しい（記入要領Ⅳ 2）。

【Ⅳ全体③】 【Ⅳ 自己管理チェックリスト】の「輸出管理内部規程等取組状況の確認」列では、「対象無し」の選択肢が一部ありますが（例：2の（5）、（6）、8、9、10の（3）、（4）等）、CPに規程はあるものの、対象期間内に実績がなければ「対象無し」を選択することになるのでしょうか。それとも、実績がなくともCPに規程があれば実施できる状況、という解釈で「規程等どおり実施済」を選択することになるのでしょうか。

【Ⅳ全体④】 2 取引審査（5）と（6）について、規程には明記しているが実施の実績がない場合の選択肢は「規程等どおり実施」で適切でしょうか？旧CLでは「B欄 実際の取組」にその旨を記載していたが、当該欄がなくなったため確認させてください。

【Ⅳ全体⑤】 2 取引審査（5）、（6）、8 報告及び再発防止（1）、（2）、（3）について、当社の輸出管理内部規程に条項はあるので、条項を記載し、輸出管理内部規程等の取組状況の確認の欄については、該当の事例が発生していない場合は、「対象無し」を選択すれば良いですか？

→対象となる案件、事実がない場合、包括許可を受けていない等の場合は、「対象無し」を選択（記入要領Ⅳ 3）

「対象無し」を選択するのは、次のケース。（記入要領Ⅳ 3）

- 2（5）：インフォームを受けた実績が無い。
- 2（6）：報告した事実が無い。
- 7：子会社及び関連会社が存在しない。
- 8：報告、再発防止策の策定及び実施、処分の事実が無い。
- 9：確認対象となる事実が無い。
- 10：包括許可を受けていない。

【Ⅳ. 自己管理チェックリスト】

Ⅳ全体 <選択・記入方法>

【Ⅳ全体⑥】【Ⅳ 自己管理チェックリスト】で規程に記載はないが、実施している場合、輸出管理内部規程名称・条項の欄に「無」、輸出管理内部規程等取組状況の確認の欄に「一部規程等に反して実施」を記載するようにとのことですが、違和感があります。

例えば、6. 資料管理 (1) 輸出関連書類等への正確な記載は書類に正確な記載することは当たり前なので、規程には記載ないが、もちろん正確な記載を行っています。輸出管理内部規程名称・条項の欄に「無」、輸出管理内部規程等取組状況の確認の欄に「一部規程等に反して実施」となりますが、規程に反して実施という表現は、悪いことをしているようなイメージがあり、上司や役員へCLの説明するにあたり非常に説明しにくい表現だと思います。

➡「規程等に手続きが定められていないが、運用により手続き等が実施されている」場合は<一部規程等に反して実施>を選択（記入要領Ⅳ 3）。なお、「規程等」にはCPの規程に加え、細則、マニュアル、フロー等も含まれる。

【Ⅳ全体⑦】【Ⅳ 自己管理チェックリスト】の「輸出管理内部規程等取組状況の確認」の欄（旧CLのB欄）、下記選択肢は、規程類を定めていないので、2. 「輸出管理内部規程名称・条項」の欄（旧CLのA欄）には、無と記入すると考えてよろしいですか。

<一部規程等に反して実施>

・規定等に手続きが定められていないが、運用により手続き等が実施されている場合に選択してください。

<未実施>

・規定等に手続きが定められておらず、必要な手続きが行われていない。

➡ CPの規程、細則、マニュアル、フロー等は「規程等」に含まれるため、いずれかの「規程等」が存在する場合は「輸出管理内部規程名称・条項」の欄に「規程等」の名称を記入の上、「輸出管理内部規程等取組状況の確認」の欄を記入する。「規程等」が無い場合は輸出管理内部規程名称・条項の欄は未記入（空白）とし、「輸出管理内部規程等取組状況の確認」の欄に<一部規程等に反して実施> 又は<未実施>を選択する。

【Ⅳ全体⑧】【Ⅳ 自己管理チェックリスト】の「輸出管理内部規程名称・条項」の欄（旧CLのA欄）、旧CLには、有無のドロップダウンリストがあり、輸出管理内部規程を定めていない場合、無を選択しておりました。新CLには、有無のドロップダウンリストがありませんが、無を記入してもよろしいでしょうか。

➡ 「規程等」が無い場合は輸出管理内部規程名称・条項の欄は未記入（空白）とする。（記入要領冒頭）

【Ⅳ. 自己管理チェックリスト】

ⅣⅡ 2 取引審査 <選択・記入方法>

【ⅣⅡ 2 ①】 2 取引審査 (2) 該非判定 (該非確認) (補完的輸出等規制に係る確認を含む) の欄について、(補完的輸出等規制に係る確認を含む) は、法令施行前となるため (令和 7 年 10 月 9 日施行)、令和 7 年度の自己管理チェックリストでは当該部分は、対象外という理解で合っていますか？

【ⅣⅡ 2 ②】 2. 取引審査 (2) 該非判定 (該非確認) にて、「(補完的輸出等規制に係る確認を含む)」とありますが、通常兵器CAの用途・需要者要件を満足しなければ、16項(1),(2)の判定は不要と考えています。記載要領に加えていただきたくお願いします。(判定を必須と誤解されます。)

➡本年 (令和 7 年) 提出のCLにおいて、「補完的輸出等規制に係る確認を含む」の部分は、(2) 該非判定 (該非確認) については考慮不要。(3) 用途及び需要者等の確認については、「大量破壊兵器キャッチオール規制及び別表第 3 の 2 の国向け通常兵器キャッチオール規制に係る確認を含む」と読み替えて記入。(記入要領Ⅳ 1)

記入要領Ⅳ 1

なお、「2 取引審査」中の「補完的輸出等規制に係る確認を含む」の部分につきましては、次の要領により記入してください。

(2)該非判定 (該非確認) : 本年 (令和 7 年) 提出の CL におきましては考慮不要です。

(3)用途及び需要者等の確認 : 本年 (令和 7 年) 提出の CL におきましては、「大量破壊兵器キャッチオール規制及び別表第 3 の 2 の国向け通常兵器キャッチオール規制に係る確認を含む」と読み替えて記入してください。

【Ⅳ. 自己管理チェックリスト】

ⅣⅡ 7 子会社及び関連会社の指導 <子会社及び関連会社の定義>

【ⅣⅡ 7 ①、②】7 (1) 「チェックリストの確認ポイント」の「子会社及び関連会社の指導 7-1」

「子会社及び関連会社」は、資本関係の有無は問わないと考えてよろしいでしょうか。

→理解のとおり、資本関係の有無は問わない。

7(1)の子会社：子会社（会社法第2条第3号に該当する者に限りません）のうち、輸出等の業務に関わる法人

7(1)の関連会社：関連会社（各社判断）のうち、輸出等の業務に関わる法人

記入要領Ⅱ 7-1

子会社及び関連会社が外為法等に違反した場合、親会社にも影響が及ぶ可能性があること、また、法令遵守のみならず、企業の社会的責任やレピュテーションリスクの回避など、様々な視点から「実情に即した指導」が必要となります。

「実情に即した指導」に関しては、親会社として「子会社及び関連会社」に対してどのような管理や指導を行うかについて、会計基準上の連結等資本関係、実質的な取引関係、管理の方法等を考慮した上で実施していただく必要がありますので、「子会社や関連会社」の範囲については、輸出者等が判断いただくこととなります。

「子会社」については、基本的には輸出等の業務に携わっている全ての子会社が対象になります。

「関連会社」については、例えば、資本関係のない販売代理店等であっても実質的な取引関係がある場合など、適宜自社において想定し、管理の方法等を考慮しつつ適切な指導を行うことが重要となります。

【ⅣⅡ 7 ③】「チェックリストの確認ポイント」の「子会社及び関連会社の指導 7-2(1)、7-2(2)」

「子会社」とは、リスト規制貨物等の輸出等の業務に関わる、会社法第2条第3号に規定する子会社（海外子会社含む）と考えてよろしいでしょうか。

【ⅣⅡ 7 ④】7 (2) の「子会社」は、リスト規制貨物等の輸出等の業務に関わる、会社法第2条第3号に規定する子会社（海外子会社含む）と考えてよろしいでしょうか。

→理解のとおり、「会社法第2条第3号に規定する子会社のうち、輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる法人」で良い（記入要領Ⅳ ●【Ⅰ 輸出者等基本情報】の「7」と【Ⅳ 自己管理チェックリスト】の「7(1)」及び「7(2)」の記載対象について）。

【Ⅳ. 自己管理チェックリスト】

ⅣⅡ10 包括許可 <記入方法>

【ⅣⅡ10①】10 包括許可 (1) と (3) について、細則には「特別一般包括輸出許可の適用可否を判断する」との記載に留めており、その手続きは明記していません。輸出管理内部規程名称・条項については「細則名」、輸出管理内部規程等取組状況の確認の選択肢は、規定等に手続きが定められていないが、運用により手続き等が実施されている場合と判断して、「一部規程等に反して実施」で適切でしょうか？

➡「規程等に手続きが定められていないが、運用により手続き等が実施されている」場合には、輸出管理内部規程名称・条項に「細則名」を記入し、<一部規程等に反して実施>を選択することで良い。(記入要領Ⅳ 3)

【ⅣⅡ10②】10 包括許可の輸出管理内部規程名称・条項の欄について、旧様式3では(記入不要)となっていました。輸出管理内部規程で相当する条項を記載するという理解で合っていますか？

➡新CLの設問は、審査、実績管理、包括許可の手続き等の規程が必要なものであるため、下位規程・マニュアル・フローを記入すれば良い。

【ⅣⅡ10③】10 包括許可 (4) については、「輸出管理内部規程の届出等について」に関するQ & A のQ 5 1に「令和7年度に提出するC Lの対象となっている直近事業年度は、通常キャッチオール規制に係る法令等の改正前のため、令和7年度のC L提出に関しては未記入でご提出ください」とあるので、未記入(空欄の状態)で良いですか？

➡未記入で良い。

➤ 令和7年度に提出するC Lの対象となっている直近事業年度は、通常兵器キャッチオール規制に係る法令等の改正前のため、令和7年度のC L提出に関しては未記入でご提出ください。

【ⅣⅡ10④】10 包括許可」の項目(4)は、ひとつ前の質問にある、「(3) 包括許可取扱要領に基づく条件(失効・届出・報告を含む)の社内手続」で内容が包含されているのではないのでしょうか？ (“条件”が何を指しているのか次第ではありますが。) またCPではなく、その下位規程・マニュアル等に手続きを追記する場合、その下位規程・マニュアル名を輸出管理内部規程名称・条項に記載すればよいのでしょうか？

➡下位規程・マニュアル・フローを記入すれば良い。なお、(4)は10月9日に新たに施行される通常兵器キャッチオール規制における包括許可の取り扱いのため、CL提出時点では規則がない企業もあり、その場合(4)は記入不要。

その他

その他 <旧CLの取り扱い>

【他①】旧CLの企業側の取り扱い（管理）について。経産省に提出する輸出者等概要・自己管理チェックリストは簡素化されていますが、実質的に企業としては、毎年旧チェックリストも作成しておく必要があると思います。
 （経産省立ち入り検査はいつ発生するかわからず、立ち入り検査時は直近年度の旧CL提出が求められるため。）
 本改正によって、内部的に作成を続ける旧CLと、経産省へ提出する新CLの2つを作成する必要が生じ、企業側の合理化にはつながっていないのでは？（むしろ負荷が増えている）と感じてしまいます。
 旧CLの企業側の取り扱い（管理）について、具体的な合理化例や案がもしあればお聞きしたいです。
 →旧CLは「輸出者等概要」の記載や管理は不要（旧様式の本項目は削除済）。「自己管理チェックリスト」の部分だけを社内監査等に活用すれば良い。立入検査時には旧様式が求められるのでその時点で作成でも可。

【他②】Q&A 4. 輸出者等概要・自己管理チェックリスト Q27
 立入検査実施の際は、直近事業年度の旧CLの提出を求めるとありますが、「自己管理チェックリスト」部分は旧CLで、「輸出者等概要」部分は、新CLと考えてよろしいでしょうか。
 →その理解で良い。

【他③】立入検査対応のスムーズな書類提出のためには、実質的に旧CLも毎年作成しておく必要があると理解しましたが、新旧CLの併用運用は、現在が過渡期のための暫定的な対応でしょうか。併用運用について、今後の方針をどのように検討されているか教えて下さい。中長期的に、旧CLの管理をどのように行うかの判断のため。
 →「輸出者等概要は、新様式（Ⅰ～Ⅲ）のみで管理（旧様式は削除済み）。旧様式の自己管理チェックリストは、社内の自己チェックに使用し、新様式の「Ⅳ自己管理チェックリスト」作成時のチェック等に活用。立入検査時には、直近事業年度の旧様式CLを提出。」の理解で良い。

【他④】「チェックリストの確認ポイント」の取引審査（該非判定を含む。）2-4(2)“②輸出令別表第3に掲げる地域とそれ以外の地域を区別して、確認を行っているか。”は、旧CL(シート名：250502CheckList1)に記載がありませんが、考慮不要と考えてよろしいでしょうか。
 →「チェックリストの確認ポイント」に「特に輸出令別表第3以外の国に輸出する場合の確認内容を把握すること。」と記載されているため、自己監査等ではこれを参考にして確認すればよい。

その他

その他 <立入検査の重点化・合理化>

【他⑤】 経済産業省「説明動画（その2）規制の合理化・適正化に係る改正」のうち、安全保障貿易検査官室説明箇所 2. 立入検査の重点化について、「企業グループへの立入検査負担軽減として複数のCP企業を擁する企業グループの場合、一定の期間内においては立入検査先企業を絞り込む等の企業負担を軽減する運用を実施する」とご説明ありましたが、どのような運用を具体的に想定されているのかご教示頂けると幸いです。

例えば、企業グループのCP企業が受査した場合、同じ企業グループの別CP企業の受査が基本的には一定期間（10年程度？）間隔が空くといった受査タイミング面から企業グループの負担軽減を図るという趣旨でしょうか？よろしくお願い申し上げます。

→理解の通りで問題ないが、グループで事故・問題発生時には立入検査頻度が高まる可能性が有る。

【他⑥】 経済産業省「説明動画（その2）規制の合理化・適正化に係る改正」のうち、安全保障貿易検査官室説明箇所 2. 立入検査の重点化について、検査先を従来のCP取得企業中心から経済安全保障上の特定重要貨物/技術を保有するスタートアップや中小企業を含む企業、大学、研究機関等のリスクが高いと想定される輸出者を重点的に選定される方針の変更に賛成です。

御省の検査人員も限られる中で技術の機微度や安全保障上の懸念度の高い輸出者を重点的に検査していくのは合理的な対応で理解できる為です。

'24年4月の産構審安保小委の中間報告の「2.4安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用合理化・重点化」の（1）現状と課題の中で言及ある通り、検査を通した効率的な情報収集にも努めて頂いて、インテリジェンスの向上にも繋げていただきたく存じます。

その他

その他 <関連資料の提供・公開>

【他⑦】 今後（CL関連の部分は6月末までを想定）、Q&Aが更新される予定があるかお聞かせください。

【確定調査用】議事録_2024年度第8回自主管理分科会.pdf において“Q&Aで示す”とされた箇所について、Q&Aでお示しいただいた箇所がある一方、Q&Aで明示されなかった箇所が複数あります。

例えば、記入要領の「IV 自己管理チェックリスト」関係 1. 「項目」の欄によれば、『「旧CL」、「記入例」、「チェックリストの確認ポイント」を活用いただきながら、以下を記入してください。』とありますので、今後Q & Aの更新予定がない、もしくは（今後Q & Aが更新された場合であっても）追加的に示されないようでしたら、その項目記載については、一定程度、輸出者の判断に委ねられていると考えてよいのでしょうか。

他にも、新たに追加された項目（上記議事録P53～P63他）などに対する説明についても同様です。

→ 随時更新中。なお、『判断に迷われる場合には、安検室まで御相談ください。』

【他⑧】 補完的輸出規制の見直し等に係る改正は公布されましたが、通常兵器版 外国ユーザーリストは公開されておらず、既存の取引先がHitするかわかりません。いつ公開されますか？

許可申請の審査期間は原則として90日以内となっています。そうしますと、7月には、公開頂かないと、許可申請が間に合わないと思います。通常兵器版 外国ユーザーリストの公開が直前となり、例えば、出荷連絡後に輸出を停止する等の事態が発生すると大きな問題になってしまいます。

→ 公開時期未定だが、METI内で要望は展開。

【他⑨】 今回の補完的輸出規制の改正に伴うCPの改定についてご質問させていただきます。弊社CPはCISTEC様発行のモデルCPに基づいて作成いたしておりますので、一部改定が必要と理解しております。モデルCPに基づいたCPに関しても、改定の必要な箇所、ポイント等につきまして、経済産業省様のHPに掲載のご予定でしょうか。予定でしたらいつ頃のご予定でしょうか。

→ CISTEC側でMETIに確認の上、改訂のポイントは示す予定。様式類の改訂が必要な旨はMETIも同意。

その他

その他 <運用の合理化・適正化>

【他⑩】 様式3における[チェックリストの確認ポイント]のExcel Fileに掲載の、2-2(1) 該非判定の手続きについて、「商社の場合、メーカー等から該非判定書等を入手した場合」の欄の中に、次の文言を追加して頂けると幸いです。
[メーカー等から入手した該非判定書について、当該メーカーの社印または担当者印は必須ではない。]
 該非判定書の発行について、昨今の【押印レス】による業務効率化により、該非判定書を発行するメーカーの業務負担を減らせるため。

➡民民での運用なので各社で判断となるが、証明書押印の要否や、「必要以上の該非判定書要求が無いように周知する」等の合理化についても官民で継続検討。

【他⑪】 「輸出管理内部規程の届出等について」に関するQ&A Q23の<参考1>の（事例2）についてお伺いさせていただきます。（事例2）では、特別一般包括許可の適用範囲に16の項(1)を含める改正が行われたことに伴い、CPの「需要者等の確認」の規定について、「委託を受けた者」を追加する必要があると記載されています。

この記載は、例えばモデルCP パターン 1 Aの場合、10条1項3号「軍若しくは軍関係機関、又はこれらに類する機関である。」の部分に「委託を受けた者」を追加する変更が必要という意図と理解しましたが、自社のCPの構成に応じて、10条1項3号に相当する条文以外（例：特別一般包括許可の適否を判断する手続きを定める条文等）の変更により反映することも許容されますでしょうか。

➡「委託を受けた者」を確認する手続きは、包括許可取扱要領内の規定であって、特別一般包括許可の適用判断時に限定されることをMETIで明確化するように検討。

【他⑫】 通常兵器キャッチオール規制の「需要者要件」、「明らかガイドライン」の変更に対応し、10/9の施行以降、輸出する取引について、新しいチェックシートで顧客審査することが必須となるか？

当社では、全地域について、需要者、用途の確認を義務化しており、通常兵器用途ではないことを顧客審査で確認しています。継続顧客について、すでに通常兵器用途ではない事の確認が済んでおり、継続顧客については、顧客審査の有効期限を1年としています。次回の更新時に新しい帳票で確認することによいでしょうか？

➡新帳票類での顧客審査等は必須ではない。新帳票類は順次リリース予定。